

○倉吉市立小学校及び中学校管理規則  
昭和43年5月8日教育委員会規則第3号  
改正

昭和46年5月1日教委規則第1号

昭和47年4月1日教委規則第2号

昭和48年4月24日教委規則第3号

昭和49年4月1日教委規則第1号

昭和49年9月1日教委規則第8号

昭和51年4月1日教委規則第4号

昭和52年10月1日教委規則第9号

昭和54年3月1日教委規則第2号

昭和59年4月1日教委規則第2号

昭和60年4月1日教委規則第1号

昭和61年4月1日教委規則第1号

昭和63年4月1日教委規則第1号

平成元年4月1日教委規則第11号

平成3年4月1日教委規則第5号

平成4年4月1日教委規則第2号

平成4年6月29日教委規則第4号

平成7年3月27日教委規則第2号

平成8年3月29日教委規則第3号

平成8年6月21日教委規則第4号

平成9年3月31日教委規則第3号

平成11年9月30日教委規則第3号

平成12年12月5日教委規則第6号

平成14年3月28日教委規則第3号

平成16年3月31日教委規則第2号

平成17年3月22日教委規則第14号

平成19年3月30日教委規則第3号

平成19年10月1日教委規則第8号

平成19年11月30日教委規則第9号

平成20年3月31日教委規則第3号

平成20年12月1日教委規則第5号

平成21年4月1日教委規則第1号

平成23年4月27日教委規則第1号

平成26年3月25日教委規則第2号

平成27年3月26日教委規則第2号

平成29年3月23日教委規則第7号

倉吉市立小学校及び中学校管理規則

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 学年、学期及び休業日等（第2条—第5条）

第3章 教育活動（第6条—第9条の4）

第4章 教科書及び教材等の取扱い（第10条—第14条）

第5章 教職員及び学校組織（第15条—第25条）

第6章 施設・設備の管理（第26条—第33条）

第7章 地域学校委員会（第34条—第47条）

第8章 雑則（第48条—第51条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条第1項の規定に基づき、倉吉市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の管理運営に関する基本的事項を定め、もって適正かつ円滑な学校運営を図ることを目的とする。

## 第2章 学年、学期及び休業日等

（学年及び学期）

第2条 学校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

2 学期は、次のとおりとする。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

（休業日）

第3条 休業日は、次のとおりとする。ただし、第1号又は第2号に掲げる日のうち、教育委員会が別に定める日を除く。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 日曜日及び土曜日
- (3) 学年始休業日 4月1日から4月10日までの間において校長が定める期間
- (4) 夏季休業日 7月10日から9月10日までの間において校長が定める期間
- (5) 冬季休業日 12月20日から翌年1月20日までの間において校長が定める期間
- (6) 学年末休業日 3月21日から3月31日までの間において校長が定める期間
- (7) その他校長が必要と認めた休業日

2 校長は、前項第3号から第7号までの休業日を定めたときは、教育委員会の承認を得なければならない。

3 校長は、第1項第3号から第6号までの規定にかかわらず、教育上必要があると認められる場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、当該各号に掲げる期間を変更し、休業日を定めることができる。

（臨時休業）

第4条 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合において次の事項を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 授業を行わない期間
- (2) 非常変災その他急迫の事情
- (3) その他校長が必要と認める事項

（授業日の変更等）

第5条 校長は、学校行事等により必要がある場合は、授業日と休業日を相互に変更することができる。

2 校長は、前項の規定により授業日と休業日を相互に変更する場合は、教育委員会に届け出なければならない。

## 第3章 教育活動

（教育課程の編成）

第6条 学校の教育課程は、学習指導要領の定めるところにより、校長がこれを編成する。

2 校長は、前項の規定により教育課程を編成したときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。これを変更したときも同様とする。

3 校長は、毎学年始めに児童会、生徒会及びクラブ活動等児童生徒の特別活動の組織、指導教員並びに活動の大綱について教育委員会に報告しなければならない。

4 校長は、当該学年終了後速やかに教育課程の実施状況を教育委員会に報告しなければならない。

（校外行事）

第7条 学校が修学旅行又は宿泊を伴う水泳、登山等の校外行事を実施しようとする場合には、校長は、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

2 前項の校外行事の実施基準は、別に定める。

（学校評価）

第7条の2 校長は、学校の教育目標、教育計画その他必要な事項を年度当初に保護者、地域住民等に説明しなければならない。

2 校長は、教育活動その他の学校運営の状況について自ら評価を行い、その結果を公表しなければなら

らない。

3 校長は、前項の規定による評価を踏まえた保護者その他の学校関係者による評価を行い、その結果を公表するものとする。

4 校長は、前2項の規定による評価の結果を教育委員会に報告しなければならない。

(学校情報の提供)

第7条の3 校長は、教育活動その他の学校運営の状況について、保護者、地域住民等に対して積極的に情報を提供するものとする。

(成績評価)

第7条の4 成績評価については、学習指導要領に基づいて、校長がこれを定める。

(原級留置)

第8条 校長は、児童生徒を原学年に留めた場合は、速やかにその児童生徒の氏名及び事由を教育委員会に報告しなければならない。

(感染症による出席停止)

第8条の2 校長は、感染症にかかり、又はそのおそれのある児童生徒があり、出席停止を命じた場合には、速やかにその児童生徒の氏名及び病名又は状況等を教育委員会に報告しなければならない。

(性行不良による出席停止)

第8条の3 教育委員会は、次に掲げる行為を繰り返す等性行不良であって他の児童生徒の教育に妨げがあると認める児童生徒があるときは、その保護者に対して、児童生徒の出席停止を命ずることができる。

(1) 他の児童生徒に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為

(2) 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為

(3) 施設又は設備を毀損する行為

(4) 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為

2 前項の規定により出席停止を命ずる場合には、別に定める運用指針によるものとする。

(事故発生等の報告)

第9条 児童生徒の集団的疾病が発生したとき及び児童生徒が傷害を受け、又は死亡したときは、校長は、その児童生徒の氏名、傷病名及びその状況を教育委員会に報告しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、児童生徒の補導上特に必要と認める事項についても速やかに報告しなければならない。

(指導要録及び出席簿)

第9条の2 児童生徒の指導要録及びその抄本並びに児童生徒の出席簿の様式は、別に定める。

(卒業の認定及び卒業証書)

第9条の3 校長は、所定の教育課程を修了したと認められる児童生徒には、卒業を認定し、卒業証書を授与しなければならない。

(異動状況)

第9条の4 校長は、児童生徒の異動状況を毎学期末に教育委員会に報告しなければならない。

第4章 教科書及び教材等の取扱い

(教科書)

第10条 学校は、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学大臣において著作権を有する教科用図書(以下「教科書」という。)のうちから、教育委員会が採択したものを使用しなければならない。

(教科書以外の教材)

第11条 学校は、教育活動の一環として使用する教科書以外の図書及びその他の材料(以下「教材」という。)で教育上有益適切と認めたものは、これを使用することができる。

(準教科書の承認)

第12条 学校が教科書の発行されていない教科の主たる教材として使用する教科用図書(以下「準教科書」という。)を学年又は学級で使用する場合には、校長は、その教材の実物1部を添えて使用1月前までに教育委員会の承認を得なければならない。

(教材の届出)

第13条 学校が学年又は学級全員若しくは特定の集団全員の教材として計画的、かつ、継続的に次に掲げるものを使用する場合には、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(1) 副読本、問題集、練習帳、解説書その他の参考書等

(2) 休業中に使用する各種の学習帳、練習帳、問題集、日記帳等  
(経済的負担の軽減)

第14条 学校は、教材等の選定に当たっては、保護者の経済的負担の軽減について特に考慮しなければならない。

第5章 教職員及び学校組織  
(職員組織)

第15条 学校に校長、教頭、教諭、司書教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員及び学校主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、教頭、司書教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、学校栄養職員又は学校主事を置かないことができる。

2 前項に掲げる職員のほか、学校医、学校歯科医、学校薬剤師その他必要な職員を置く。

3 特別の事情のあるときは、第1項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができる。

(職務)

第15条の2 校長の職務は、おおむね次のとおりとする。

(1) 学校教育の管理、所属職員の管理、学校施設の管理及び学校事務の管理に関すること。

(2) 前号に規定するもののほか、職務上委任又は命令された事項に関すること。

第15条の3 校長以外の職員の職務は、他に特別の定めがある場合を除き、次に掲げるとおりとする。

(1) 教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じて児童又は生徒の教育をつかさどる。

(2) 教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどる。

(3) 司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどる。

(4) 養護教諭は、児童又は生徒の養護をつかさどる。

(5) 栄養教諭は、児童又は生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる。

(6) 事務職員は、事務に従事する。

(7) 助教諭は、教諭の職務を助ける。

(8) 講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。

(9) 養護助教諭は、校長の監督を受け、児童又は生徒の養護をつかさどる。

(10) 学校栄養職員は、学校給食に関する職務に従事する。

(11) 学校主事は、校長の命を受け、学校の業務に従事する。

(校務の分掌)

第15条の4 校長は、校務を行う上に必要な分掌規程を定め、職員に校務の分掌を命ずるものとする。

2 校長は、その年度における職員の校務の分掌を定めたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(校長の代理等)

第15条の5 学校教育法(昭和22年法律第26号)第37条第8項又は同法第49条で準用する同法第37条第8項に規定する教頭が校長の職務を代理し、又は行う場合は、次の場合とする。

(1) 職務を代理する場合 校長が海外出張、海外旅行、休職又は長期にわたる病気等で職務を執行することができない場合

(2) 職務を行う場合 校長が死亡、退職、免職又は失職により欠けた場合

(校長の代決)

第15条の6 校長が不在のときは、緊急やむを得ない場合に限り、教頭が代決する。

2 教頭が代決した事項については、速やかに校長に報告しなければならない。

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第15条の7 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医又は薬剤師のうちから教育委員会が委嘱する。

(校舎主任)

第16条 学校統合に伴う校舎の建築が完成しない前の学校の校舎で授業を行う場合又は校舎の滅失等により分散した校舎で授業を行う場合は、その校舎に校舎主任を置く。

2 校舎主任は、校長の監督を受け、その校舎の校務を整理する。

3 校舎主任は、教頭をもって充てる。ただし、特別の事情のあるときは、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

(分校主任)

第17条 分校に分校主任を置く。

2 分校主任は、その分校の校務について校長の職務を補佐する。

3 分校主任は、職員のうちから校長の意見を聴いて教育委員会がこれを命ずる。

第18条 削除

(教務主任)

第19条 学校に教務主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

2 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。

3 教務主任は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

(学年主任)

第19条の2 学校に学年主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

2 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。

3 学年主任は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

(保健体育主事)

第19条の3 学校に保健体育主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

2 保健体育主事は、校長の監督を受け、学校における保健及び児童又は生徒の体力の向上に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。

3 保健体育主事は、当該学校の教諭又は養護教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

(生徒指導主事)

第19条の4 中学校に、生徒指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

2 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。

3 生徒指導主事は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

(人権教育主任)

第19条の5 学校に人権教育主任を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

2 人権教育主任は、校長の監督を受け、学校における人権教育に関する事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。

3 人権教育主任は、当該学校の教諭の中から校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

(進路指導主事)

第20条 中学校に、進路指導主事を置く。ただし、特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。

2 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。

3 進路指導主事は、当該学校の教諭の中から、校長の意見を聴いて、教育委員会がこれを命ずる。

(その他の主任等)

第20条の2 この規則に定めるもののほか、学校に、必要に応じて校務を分担する主任等を置くことができる。

2 前項の主任等は、校長がこれを命ずる。

(学校栄養主任等)

第20条の3 学校に学校栄養主任又は学校栄養職員を置くことができる。

2 学校栄養主任又は学校栄養職員は、校長の監督を受け、学校給食に関する職務に従事する。

(事務主幹等)

第20条の4 学校に事務主幹、事務副主幹又は事務主事を置くことができる。

2 事務主幹、事務副主幹又は事務主事は、事務職員をもって充てる。

3 事務主幹は、校長の監督を受け、事務を掌理する。

4 事務副主幹は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。

5 事務主事は、校長の監督を受け、事務に従事する。

(舎監)

第20条の5 学校の寄宿舎に舎監を置く。

2 舎監は、校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における児童生徒の指導に当たる。

(主任等の任期)

第20条の6 第16条から前条までに定める主任等の任期は、4月1日から翌年の3月31日までとし、再任されることができる。

(衛生推進者)

第20条の7 学校に衛生推進者を置く。

2 衛生推進者は、校長の監督を受け、職員の安全及び衛生のための教育の実施に関する事項並びに健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関する事項を掌る。

3 衛生推進者は、当該学校の教頭、教諭の中から校長の意見を聴いて教育委員会がこれを命ずる。

(職員会議)

第20条の8 学校に、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。

2 職員会議は、校長が必要と認める事項について、教職員間の意思疎通、共通理解の促進、意見交換等を行う。

3 職員会議は、校長が招集し、主宰する。

4 前3項に定めるもののほか、職員会議について必要な事項は、校長が定める。

(学校事務共同実施組織)

第20条の9 教育委員会は、学校における事務及び業務の効率化並びに学校運営に関する支援を行うため、学校事務共同実施組織を置く。

2 学校事務共同実施組織の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(勤務時間の割振り)

第21条 職員の勤務時間の割振り、休憩時間、休息時間及び週休日(以下「勤務時間の割振り等」という。)は、校長がこれを定める。ただし、特別の場合はあらかじめ教育委員会の指示を受けるものとする。

2 校長は、前項の勤務時間の割振り等を定めたときは、教育委員会に報告しなければならない。

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限に係る通知等)

第21条の2 育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年鳥取県条例第36号)第8条に規定する深夜勤務の制限をいう。)に係る公務運営の支障の有無についての通知等は、校長がこれを行う。

2 校長は、前項に規定する深夜勤務の制限に係る公務運営の支障の有無についての通知等を行ったときは、教育委員会に報告しなければならない。

(休日の代休日の指定)

第21条の3 職員の休日の代休日の指定は、校長がこれを行う。ただし、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨を申し出た場合には代休日を指定しない。

(出張)

第22条 職員の出張は、校長が命ずる。ただし、校長及び教頭が3日以上、職員(校長及び教頭を除く。)が6日以上にわたって出張するときは、あらかじめ文書をもって教育委員会に届け出なければならない。

(休暇の承認)

第23条 職員の休暇の承認は、校長が行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、校長はあらかじめ教育委員会の指示を受けるものとする。

(1) 校長及び教頭の引き続き4日以上の子假

(2) 職員(校長及び教頭を除く。)の引き続き7日以上の子假

(3) 教育委員会が必要と認めたとき。

(部分休業の承認)

第23条の2 職員の部分休業(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第19条に規定する部分休業をいう。)の承認は、校長が行う。

2 校長は、前項に規定する部分休業の承認を行ったときは、教育委員会に報告しなければならない。

(勤務評定)

第23条の3 校長は、所属職員に対して勤務評定を実施し、教育委員会にその評定書を提出しなければ

ならない。

（職員の事故）

第24条 校長は、職員に事故があったとき又は職員が死亡したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

（職員に関する意見具申等）

第24条の2 校長は、その所属職員の任免その他の進退に関する意見を教育委員会に対して申し出ることができる。

2 校長は、その所属職員の分限その他身分上の取扱いを必要とするときは、速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

（服務規定）

第25条 この章に規定するもののほか、職員の服務に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 第6章 施設・設備の管理

（施設・設備の管理）

第26条 校長は、学校の施設・設備の整備、保全に努めるものとする。

2 職員は、校長の定めるところにより学校の施設・設備の維持保全にあたる。

（施設・設備に関する諸帳簿）

第27条 校長は、学校の施設・設備に関する諸帳簿を調整し、その現有状況を常に明確にしておかなければならない。

（損害報告）

第28条 校長は、学校の施設・設備の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損したときは、次に掲げる事項について速やかに教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 事故発生の日時及び発見の動機
- (2) 滅失又は毀損の原因
- (3) 被害の数量及びその程度
- (4) 毀損した施設・設備についての保全又は復旧のためにとった応急措置
- (5) その他参考事項

（寄宿舍）

第28条の2 寄宿舍の管理運営に関する事項については、この規則に定めるものを除くほか、校長が定める。

（施設・設備の貸与）

第29条 校長は、教育上支障がないと認めるときに限り、別に定めるところにより学校の施設・設備を社会教育その他公共のために使用させることができる。

（表簿の管理）

第30条 学校に備えなければならない表簿は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第15条に規定するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学校沿革史及び学校の設置廃止に関する記録調書
- (2) 卒業証書授与台帳
- (3) 旧職員履歴書つづり
- (4) 学校関係例規及び学校諸規程（校内規程を含む。）つづり
- (5) 教育課程等に関する書類つづり
- (6) 統計表（基幹統計に基づく資料等を含む。）
- (7) 職員の出張命令簿、休暇簿及び諸願届出書つづり
- (8) 児童生徒の賞罰記録調書
- (9) 日宿直日誌
- (10) 重要な公文書つづり
- (11) 軽易な公文書つづり
- (12) 施設・設備に関する諸帳簿
- (13) その他教育委員会が必要と認める表簿

2 前項の表簿中第1号から第4号までに掲げるものについては20年間、第5号から第10号までに掲げるものについては5年間、第11号の表簿については1年間、第12号及び第13号に掲げるものについては別に定める期間これを保存しなければならない。

(学校の防災)

第31条 校長は、学校の防災に関する計画を作成し、教育委員会に届け出なければならない。

2 校長は、前項の計画に基づき、毎年2回以上防災訓練を実施しなければならない。

3 第1項の計画には、次に掲げる事項を規定しなければならない。

- (1) 防災組織に関する事項
- (2) 児童生徒の避難及び救護に関する事項
- (3) 防災設備の管理保全に関する事項
- (4) 防災訓練に関する事項
- (5) 地震災害等が発生した場合の対応に関する事項
- (6) その他防災活動に関する事項

4 校長は、第1項の計画を変更したときは、速やかに、教育委員会に届け出なければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(防火及び警備)

第31条の2 校長は、毎年度初めに、学校の防火及び警備の計画を作成し、教育委員会に報告しなければならない。

2 防火及び警備の分担は、校長が定める。

(防火管理者)

第32条 学校に防火管理者を置く。

2 防火管理者は、校長の監督を受け学校の防火に関する事項を掌る。

3 防火管理者は、当該学校の教頭又は教諭の中から校長の意見を聴いて教育委員会がこれを命ずる。

(宿日直廃止規程)

第33条 校長は、宿直又は日直廃止に伴う管理規程を定め、教育委員会に届け出なければならない。

2 前項の規程には、少なくとも次に掲げる事項を規定しなければならない。

- (1) 当番教職員の勤務
- (2) 校舎の開錠及び施錠
- (3) 災害及び盗難の防止策
- (4) 災害、その他非常の場合の措置
- (5) その他学校管理上の措置

第7章 地域学校委員会

(設置)

第34条 教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づく学校運営協議会として、学校に地域学校委員会を設置する。

(指定)

第35条 地域学校委員会を設置する学校の指定は、教育委員会が行なう。

2 指定の期間は、教育委員会が指定を取り消すまでとする。

(委員)

第36条 地域学校委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 地域の住民
- (2) 保護者
- (3) 学識経験者
- (4) 前3号のほか教育委員会が適当と認める者

2 校長は、委員を推薦することができる。

3 委員の定数は、校長と協議のうえ、教育委員会が定める。

4 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を任命することができる。

(任期)

第37条 委員の任期は、任命の日から1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(守秘義務等)

第38条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。



2 前項のほか、委員は次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 地域学校委員会及び学校の運営に支障をきたす言動を行うこと。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。
- (3) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(報酬等)

第39条 委員の報酬及び費用弁償については、支給しない。

(校長の役割)

第40条 校長は、次に掲げる事項について、地域学校委員会に説明し、承認を得るものとする。

- (1) 教育目標及び経営方針
- (2) 教育課程の編成に関する基本方針
- (3) 予算の編成に関する基本方針
- (4) 学校評価の計画及び結果
- (5) その他校長が必要と認める事項

2 校長は、前項の規定により説明した同項各号に掲げる基本方針等に基づき学校運営を行う。

(地域学校委員会の役割)

第41条 地域学校委員会は、校長が説明する前条に掲げる事項について、審議し承認する。

2 地域学校委員会は、学校の求めに応じて、次のような支援体制の整備等を行う。

- (1) 学習・生活支援活動
- (2) 環境整備
- (3) 登下校安全確保
- (4) 合同行事の開催

3 地域学校委員会は、学校に対して、地域の次世代育成及び教育力の活性化等地域づくりのための要望を行うことができる。

4 地域学校委員会は、学校が実施している自己評価、保護者及び地域住民からの評価の結果を踏まえて学校関係者評価を行う。

5 地域学校委員会は、地域の次世代育成のため、学校と連携し「教育を考える会」を開催する。

(情報の提供及び説明)

第42条 地域学校委員会は、その活動の状況を校区の住民に説明するとともに、情報の提供に努めるものとする。

(役員)

第43条 地域学校委員会に、役員として会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第44条 会長は、校長と協議のうえ、地域学校委員会の会議を招集し、議事を掌る。

- 2 会長は、必要があるときは、校長から報告及び説明を求めることができる。
- 3 校長は、会議に出席し、意見を述べ、及び職員を出席させることができる。

(議事)

第45条 地域学校委員会は、会長が開催日前に議案を示して招集する。ただし、緊急を要する場合においては、この限りでない。

- 2 地域学校委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 地域学校委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会長は、会議録を調製し、保管しなければならない。

(指定の取消し)

第46条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定を取り消すことができる。

- (1) 地域学校委員会としての活動の実態がないと認められる場合
- (2) 地域学校委員会としての合意形成が行うことができないと認められる場合
- (3) その他学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合

2 教育委員会は、指定の取消しをしようとする場合において、当該指定学校の校長及び委員から弁明の機会を与えることを求められたときは、これを認めなければならない。

3 教育委員会は、指定を取り消す場合には、取消事由を明示した書面を交付しなければならない。  
(委員の解任)

第47条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 本人から辞任の申出があった場合
- (2) その他解任に相当する事由が認められる場合

第8章 雑則  
(申請書等の様式)

第48条 この規則に規定する申請書、届及び報告書の様式は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 休業日変更届(様式第1号)
- (2) 休業日承認申請書(様式第2号)
- (3) 臨時休業報告書(様式第3号)
- (4) 教育課程編成届(様式第4号)
- (5) 教育課程編成届(様式第5号)
- (6) 特別活動報告書(様式第6号)
- (7) 校外行事実施承認申請書(様式第7号)
- (8) 原級留置報告書(様式第8号)
- (9) 感染症による出席停止報告書(様式第9号)
- (10) 性行不良による出席停止報告書(様式第10号)
- (11) 事故発生報告書(様式第11号)
- (12) 児童(生徒)の死亡報告書(様式第12号)
- (13) 準教科書使用届(様式第13号)
- (14) 教材使用届(様式第14号)
- (15) 校務分掌報告書(様式第15号)
- (16) 勤務時間の割振り報告書(様式第16号)
- (17) 出張届(様式第17号)
- (18) 休暇承認申請書(様式第18号)
- (19) 職員の事故(死亡)報告書(様式第19号)
- (20) 施設(設備)毀損(滅失)報告書(様式第20号)

(文書の取扱い)

第49条 学校の文書の取扱いについては、教育委員会が別に定める。

(校内規程の設定)

第50条 校長は、法令、条例及びこの規則に違反しない限りにおいて、必要な校内規程を定めることができる。

(補則)

第51条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。
- 2 倉吉市立小、中学校管理規則(昭和32年倉吉市教育委員会規則第9号)は、廃止する。
- 3 倉吉市立小、中学校教材取扱規則(昭和33年倉吉市教育委員会規則第1号)は、廃止する。

附 則(昭和46年5月1日教委規則第1号)

この規則は、昭和46年5月1日から施行する。

附 則(昭和47年4月1日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48年4月24日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年4月1日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年9月1日教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年4月1日教委規則第4号)

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和52年10月1日教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年3月1日教委規則第2号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日教委規則第2号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日教委規則第1号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日教委規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年4月1日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年4月1日教委規則第2号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年6月29日教委規則第4号）

この規則は、平成4年9月1日から施行する。

附 則（平成7年3月27日教委規則第2号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日教委規則第3号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年6月21日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月31日教委規則第3号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年9月30日教委規則第3号）

この規則は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成12年12月5日教委規則第6号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成14年3月28日教委規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

（倉吉市教育委員会事務局組織等に関する規則の一部改正）

2 倉吉市教育委員会事務局組織等に関する規則（昭和44年倉吉市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成16年3月31日教委規則第2号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月22日教委規則第14号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日教委規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月1日教委規則第8号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成19年11月30日教委規則第9号）

この規則は、学校教育法等の一部を改正する法律（平成19年法律第96号）の施行の日から施行する。

附 則（平成20年3月31日教委規則第3号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第30条の改正は、統計法（平成19年法律第53号）

の施行の日から施行する。

附 則（平成20年12月1日教委規則第5号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日教委規則第1号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月27日教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年3月25日教委規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日教委規則第2号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月23日教委規則第7号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。